



《資料・参考》



## ◎第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン（抜粋）

### 第3章 北九州市学校教育のビジョン、ミッション、アクション

#### 1. ビジョン 《vision》 ～本市学校教育の目標～

##### (1) 目指す子どもの姿

北九州市では、学校・教職員、教育委員会のみならず、保護者や地域住民、企業や関係機関・団体などと連携・協働しながら、市民総ぐるみで子どもの学校教育を進めていきます。そのため、子どもの学校教育に関わるあらゆる主体が目標を共通認識できるよう、本プランに基づき、北九州市の学校教育が目指す子どもの姿を次のとおり定めます。

**自立し、思いやりの心をもつ子ども**

**新たな価値創造に挑戦する子ども**

**本市に誇りをもつ子ども**

##### ◎ 自立し、思いやりの心をもつ子ども

- 北九州市では、「物事に粘り強く取り組み、やり遂げ、自立する力を備えてもらいたい」、「相手の立場を思いやる心もち、行動できる子に育てて欲しい」という子どもたちへの願いから、前教育プランにおいて「思いやりの心をもつ、自立した子どもを育む」という目標を掲げ、これまでにさまざまな施策を推進してきました。
- 「自立」した人間の育成は、教育の普遍的な目標であり、国の教育振興基本計画においても、目標や理念として掲げ続けられています。また、子どもたちに思いやりの心や規範意識、自尊感情を育む「心の教育」の重要性は言うまでもなく、市民からの要望も高いものです。
- 北九州市では、道徳の教科化などの変化を踏まえつつ、自己理解・他者理解を含む「心の教育」や、様々な教育活動の中で、自ら考え、自ら行動する機会を確保すること等を通して、これまでに引き続き、自立し、思いやりをもつ子どもを育てていきます。

##### ◎ 新たな価値創造に挑戦する子ども

- 現在、小中学校の児童生徒が大人となって社会に出ていく2030年頃には、AI等をはじめとする技術革新が一層進展し、超スマート社会（Society5.0）の到来が予想されています。社会変化のスピードが速まる中においては、自らが自立して主体的に社会に関わり、人間ならではの新たな価値を創造し、将来を創り出していくことができる能力や態度が求められています。
- このような力を育てていくためには、まず、新学習指導要領に定める知識・技能を、着実に習得してもらいたいと考えています。また、蓄えた知識・技能を活かし、多様な文化的背景をもつ者と、我慢強く、協働しながら、先端的な技術や科学的な知見を使いこなしながら、挑戦しつづける力を育てることが求められています。

- ・ 国においても、こうした能力や態度の必要性を「第3期教育振興計画」において、「個人の目指すべき姿」として示しています。また、新学習指導要領による教育課程が目指す資質・能力や態度でもあります。
- ・ 北九州市では、新学習指導要領による指導の変化に確実に対応し、新たな価値創造に挑戦する子どもを育てていきます。

### ◎ 本市に誇りをもつ子ども

- ・ 北九州市は、平成30（2018）年6月に国の「SDGs未来都市」に選定されるなど持続可能な社会の構築を目指すとともに、産業、環境、文化芸術、スポーツなど、多くの分野において、魅力や特色の詰まった素晴らしいまちです。
- ・ 子どもたちの将来を見据えれば、外国人等の多様な文化的背景を有する方々と、協働して生きていく機会が増えることが予想されます。こうした社会では、本市の魅力を自ら考え、理解し、発信できることが、これまで以上に重要となります。
- ・ 学校教育においては、北九州市ならではの魅力的な体験活動（文化芸術・スポーツ・歴史・科学技術）等を通じて、子どもたちが自ら北九州市について考え、議論する授業づくりを進めていきます。これを通じて、ふるさとに貢献するとはどういうことか、自分には具体的に何ができるのかを考え、実行することのできる人材に育てて欲しいと願っています。
- ・ こうした思いから、市長が策定した「北九州市教育大綱」の基本方針にも、子どもたちのシビックプライドの醸成が掲げられています。

## （2）目標達成に向けた取組方針

本プランを確実に推進するためには、子どもの学校教育に関わる、学校・教職員、教育委員会が一体となって取組みを進めることが必要です。北九州市では、これまでも、学校・教職員と教育委員会が、より良い信頼関係を構築するよう取組みを重ねてきました。

本市の児童生徒を取り巻く状況は、これまで以上に多様で複雑になり、教育委員会が、全ての学校に同じことを求めることが、適当でない場合が生じることが予想されます。

このような中であっても、学校・教職員のモチベーションを高く維持しつつ、学校・教職員自らが考え選択し、行動できるようにするためには、互いに何を思い、何に悩みを抱えているのか等、頻繁にコミュニケーションを図り、目標を共有していくことが重要です。さらに、具体的な行動を共に考え、実行に移していく仕組みを構築し、教育委員会がこれを支援するという考え方が重要になっています。

このような認識のもと、以下のとおり目標達成に向けた取組方針を定めます。

**学校・教職員と教育委員会は、互いにコミュニケーションを図り、目標を共有し、一体となって取組みを進める。**

## 2. ミッション 《mission》 ～本市学校教育の5つの使命～

A I等の急速な技術革新など、社会変化のスピードが速まる中で、子どもたちには、これからの時代に必要とされている資質・能力を育成していかなければなりません。

また、各学校においては、新学習指導要領への対応や、教員の大量退職・採用時代への対応、学校における業務改善など、新たな課題に対応していくことも必要です。

これらの課題等を踏まえて、本市学校教育が本プランの計画期間である今後5年間で果たすべき5つの『ミッション(使命)』を掲げ、学校・教職員と教育委員会は一体となって、家庭や地域との連携を図りながら、本市の学校教育を推し進めていきます。

### mission 1 時代を切り拓く力の育成

**新学習指導要領に対応し、学校マネジメントの充実を図るとともに、児童生徒が本市に誇りを持ち、新たな時代を切り拓く力を育成する。**

- 平成29(2017)年3月、新学習指導要領が告示され、小学校は令和2年(2020)年度から、中学校は令和3(2021)年度から全面実施されます。道徳の教科化、英語教育の早期化、プログラミング教育など、新たな指導への変化に着実に対応しなければなりません。
- 各学校の課題が多様化・複雑化する中で、エビデンスに基づき、これまで以上に自律的に、学校を運営することが求められます。スクールプランの作成を通して課題を明確化し、全校体制で改善策を策定・実施・検証・改善を行う「全校体制でのPDCAサイクル」の質を高める必要があります。また、家庭や地域への情報提供・効果的な協働、地域人材の活用等も重要です。「学校マネジメント」の必要性を明確に位置づけ、自律的な学校運営を教育委員会が支援していきます。
- 児童生徒には、個の確立の基盤として、また、今後の本市の発展に主体的に参画し寄与する重要な一員として、さらに、日本全国や国際社会で活躍する一員として、本市の伝統、産業、環境、文化芸術、スポーツなどに触れ親しむ機会を設けることが必要です。これらの取組みを通じて、本市の特色や魅力を尊重し、それらを育んできた本市を誇りとする「シビックプライド」を醸成することが重要です。
- 児童生徒には、社会の変化に適応するのみならず、自らが新たな時代を切り拓くことのできる知識・技能、思考力・判断力・表現力が必要です。このため、異なる背景を持つ他者と協働したり、先端的な技術を利活用したり、豊かな情操と道徳心を培うなど、本市の未来を切り拓くために必要とされる力を、着実に育成していきます。

## mission2 働きがいのある学校づくり

### 大量退職・採用時代に対応し、業務改善を一層推進するとともに、教員の確保と育成を進める。

- 教員の大量退職・採用時代の到来により、本市においても、今後数年間にわたり、毎年 200 人を超える教員が退職し、経験の浅い教員が増加する見込みであり、優秀な教員の確保と資質能力の向上は、喫緊の課題となっています。
- 全国的に教員が大量採用される中であっても、本市が優秀な人材を確保することができるよう、本計画期間中に、集中的に取り組む必要があります。併せて、経験の浅い教員に対しては、学校における計画的な OJT の実施など、効率的・効果的な人材育成システムをきめ細かく構築し、人材育成を進めていく必要があります。
- また、全国的な課題として、教員の多忙化が指摘されています。本市においては、これまで着実に業務改善の取り組みを進め成果を挙げてきましたが、その成果と課題を踏まえつつ、不断の業務改善を進めていくことが必要です。これらの取り組みを通じて、教員が子どもと向き合う時間をしっかりと確保するとともに、教員のワーク・ライフ・バランスの充実や健康保持を図ることが必要です。

## mission3 安心な学びの場づくり

### 早期化、複雑化する生徒指導上の課題や子どもの安全に対応し、支援体制を構築するとともに、防災・減災教育を進める。

- 全国的な傾向として、暴力行為等の問題行動の低年齢化が進み、その件数は増加傾向にあります。また、長期欠席する児童生徒数も増加傾向にあるほか、いじめの認知件数も大幅に増加しています。本市では、暴力行為発生件数は減少しているものの、長期欠席やいじめについては全国と同様の傾向にあり、喫緊の課題となっています。
- 教育委員会指導主事による区担当システムを中核として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材の配置・活用、校種間の異動を含む教員の配置・活用などを進めるとともに、各学校においては、関係機関とも連携した「チーム学校」体制を構築し、きめ細かな対応と未然予防の取り組みを進める必要があります。
- 東日本大震災、熊本地震、平成30（2018）年7月豪雨など、近年、多くの自然災害が発生しています。教育委員会においては、防災関係部局との連携を一層深めるとともに、災害時に子どもたちが自らの命を自ら守ることができるよう、避難訓練や防災教育を通して、もしもの時に主体的に行動できる力の育成を図ります。
- また、通学路の安全対策や学校管理下での重篤な事故の未然防止に向けた取り組み等についても着実に推進します。

#### mission4 市民総ぐるみでの支援

**社会的・経済的な課題に対応し、早期からのセーフティネットを構築し、市民総ぐるみで子どもたちを支援する。**

- 近年、子どもの貧困対策、虐待の防止、学校現場におけるLGBTへの対応、さらには、急速に普及が進んできた携帯・スマートフォンとの付き合い方等、新たな社会的・経済的な課題が顕在化してきています。
- これらの課題はいずれも、従来の学校と教育委員会における取組みのみならず、家庭への働きかけや連携、地域の大学・企業・団体や専門的人材等との協働、義務教育段階以前からの早期の取組みの充実、保健・福祉分野との連携等が不可欠であり、関係部局・機関等の垣根を越えて、市民総ぐるみで子どもたちを支援する取組みを進める必要があります。

#### mission5 未来を見据えた環境整備

**学校施設老朽化に計画的に対応しつつ、ICTなど先端的な教育環境を整備し、Society5.0時代における教育とデジタルの融合に挑戦する。**

- 過去同時期に建設された学校施設の老朽化が進行しており、大規模改修（長寿命化改修）や外壁改修等の老朽化対策について、計画的かつ継続して実施する必要があります。
- 近年の急速な情報通信技術の発展に伴い、教育の情報化に係る取組みの重要性が一層高まっています。その用途は幅広く、授業改善や校務支援はもちろんのこと、障害のある児童生徒への支援や、長期欠席児童生徒への活用が期待されています。
- Society5.0社会の実現に向けて、本市においては、タブレット端末や無線LAN環境をはじめ、学校におけるICT環境の整備を進めることはもとより、教育におけるさまざまな場面でのデジタル化を積極的に進め、本市学校教育との融合を進めます。

※「Society5.0」とは

①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会。2030年頃には、第4次産業革命ともいわれる、IoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society 5.0）の到来が予想されている。



### 3. アクション 《action》 ～ミッションに基づいた重点的な取組み～

#### (1)12の施策

本プランで掲げる5つのミッションを果たすため、各ミッションを達成するために必要な12の施策を設定し、施策ごとに重点的な取組みやその方向性を示しています。

| ミッション     | 施策                     |
|-----------|------------------------|
| mission 1 | 1 確かな学力の育成             |
|           | 2 健やかな体の育成             |
|           | 3 豊かな心の育成              |
|           | 4 特別支援教育の推進            |
| mission 2 | 5 大量退職・採用時代における教員の資質向上 |
|           | 6 学校における業務改善の推進        |
| mission 3 | 7 長期欠席、いじめ等へのきめ細かな対応   |
|           | 8 児童生徒等の安全の確保          |
| mission 4 | 9 家庭・地域・学校の連携          |
|           | 10 社会的・経済的な課題への対応      |
| mission 5 | 11 教育環境の整備             |
|           | 12 学校施設の整備             |

#### (2)指標等の設定

本プランを着実に推進し、進捗を管理するため、各施策に指標等を設定します。指標等は内容により3種類に区分し、できる限り全国比較が可能な指標等を設定します。

| 指標等      |      | 内 容   |
|----------|------|---|
| 指標       | 重点指標 | <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策の進捗を評価するために必要かつ適切な指標<br/>※各施策に3項目程度</li> <li>原則、アウトカム（成果）指標<br/>※最終年度の目標値を定める<br/>(可能な限り、具体的な数値目標とする。困難な場合は、全国比較ができるものは、「全国平均以上」など。)</li> </ul> |
|          | 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> <li>重点指標を補足するために必要な指標<br/>※項目数は定めない<br/>※改善・向上等、方向性の目標を定める</li> </ul>  |
| モニタリング項目 |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>施策に関連したデータ等でモニタリング（把握・確認）が必要なもの<br/>※目標値等は定めない</li> </ul>  |

### (3)各施策を推進するための個別計画・方針等

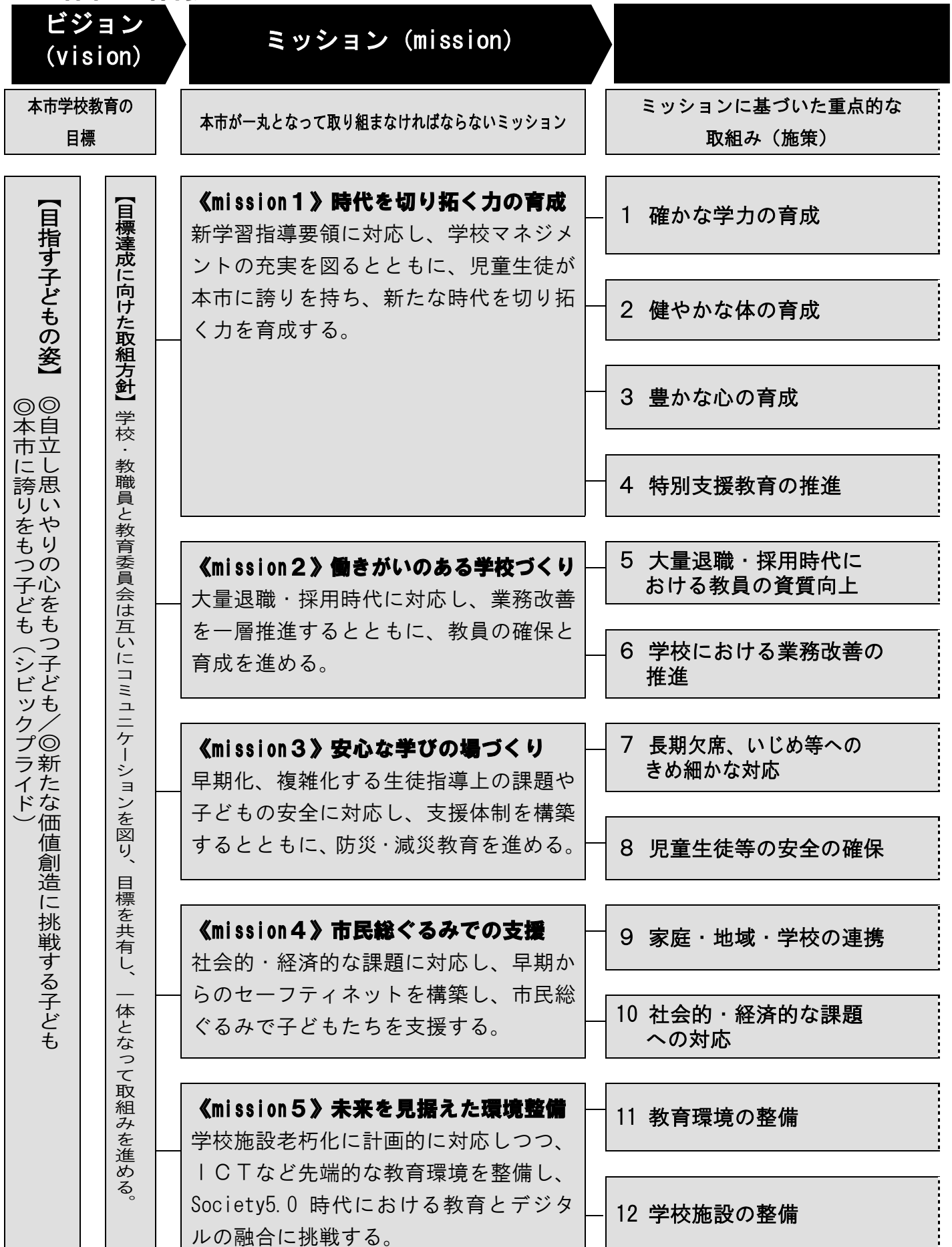
教育委員会ではこれまでに、学力・体力向上、子どもの読書推進、特別支援教育など、各施策を推進するための個別計画や方針等を策定しています。また、他部局の分野別計画等とも連携し、取組みを進めています。

本プランでは、施策ごとに今後の方向性を示しつつ、以下に示す個別計画や方針等と一体となって、施策を推進していきます。

#### 各施策を推進するための個別計画・方針等

- 新・北九州市子ども読書プラン
- 北九州市学力・体力向上アクションプラン（第2ステージ）
- 北九州市スポーツ振興計画 <※他部局の分野別計画>
- 北九州市文化振興計画 <※他部局の分野別計画>
- 教職員支援プロジェクト ～「一人にさせない」チーム学校体制づくり～
- 北九州市特別支援教育推進プラン
- 北九州市教育委員会人材育成基本方針
- 第4次北九州市男女共同参画基本計画 <※他部局の分野別計画>
- 学校における業務改善プログラム（第2版）
- 北九州市いじめ防止基本方針
- 学校安全計画 <※各学校で策定>
- 北九州市生涯学習推進計画 <※他部局の分野別計画>
- 元気発進！子どもプラン（第2次計画） <※他部局の分野別計画>
- 北九州市立小・中学校の学校規模適正化の進め方
- 北九州市学校施設長寿命化計画

## 4. 計画の全体像



# アクション (action)

## 主な取組み

## 各施策を推進するための個別計画・方針等

(1) 学校マネジメントの充実 (2) 学力の向上 (3) 学校における読書活動の推進 (4) 英語教育の推進 (5) 本市の特色を活かした教育活動の推進

新・北九州市子ども読書プラン

北九州市学力・体力向上アクションプラン (第2ステージ)

(1) 体力の向上 (2) 学校における食育の推進 (3) 健康の保持 (4) スポーツに親しむ機会の充実

《参考》他部局の分野別計画  
北九州市スポーツ振興計画

(1) 道徳教育・文化芸術に触れる機会の充実 (2) 人権教育の推進

《参考》他部局の分野別計画  
北九州市文化振興計画

(1) 相談支援体制の整備 (2) 特別支援教育を推進する体制の充実 (3) 就労支援 (4) 理解促進

北九州市特別支援教育推進プラン

(1) 人材の確保 (2) 人材の育成・資質の向上 (3) 女性活躍推進

北九州市教育委員会人材育成基本方針

《参考》他部局の分野別計画  
第4次北九州市男女共同参画基本計画

(1) 業務改善の推進 (2) 適正な部活動の推進

学校における業務改善プログラム (第2版)

(1) 長期欠席 (不登校) への対策 (2) いじめ等問題行動への対応 (3) 専門人材の配置・活用

北九州市いじめ防止基本方針

(1) 防災・減災教育の推進 (2) 重篤な事故の防止 (3) 食物アレルギー事故及び感染症等の防止

《参考》各学校で策定  
学校安全計画

(1) 家庭との連携 (2) 地域との連携

《参考》他部局の分野別計画  
北九州市生涯学習推進計画

(1) 子どもの貧困など経済的な課題の対応 (2) 社会的な課題への対応 (3) 早期からの生活習慣の確立と小学校教育への円滑な接続

《参考》他部局の分野別計画  
元気発進! 子どもプラン (第2次計画)

(1) 教育の情報化推進 (2) 学校規模の適正化

北九州市立小・中学校の学校規模適正化の進め方

(1) 安全で快適な学校施設の整備

北九州市学校施設長寿命化計画

教職員支援プロジェクト「二人にさせない」チーム学校体制づくり

## ◎「社会的養育推進計画」に関する事項について

平成29年8月にとりまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」では、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現するため、新たに「社会的養育推進計画（以下、「推進計画」）」の策定を求めています。

本市においては、これを踏まえ、「推進計画」を「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」と一体のものとして策定します。なお、「推進計画」に掲載する事項の詳細については、次のとおりとします。

### 1 社会的養育に関する各取り組みの今後のあり方について

#### （１） 今後の里親等委託のあり方

「家庭養育優先原則」を踏まえ、代替養育を必要とする子どもに家庭的な養育環境を提供するため、里親家庭の増加を図り、里親等の委託を推進していくことが求められている。

##### ＜方向性＞

##### ◎フォスタリング(里親養育包括的支援)業務の推進

里親委託率の向上を目指すためにも、里親制度の普及啓発や里親のリクルート、里親への研修や委託後の支援等のフォスタリング業務の重要性は高まっており、それを一層推進するための実施体制を速やかに構築する。

##### ＜今後のあり方＞

フォスタリング業務を推進していくにあたり、子ども総合センターと里親がチームとなるような実施体制を構築する。児童養護施設等の里親支援専門相談員との連携もより強化していく。

また、NPO法人等の民間機関の力を活用していくと同時に、将来的なフォスタリング業務の委託可能性を見据えていく。

##### ＜具体的な方策＞

◎フォスタリング業務において協働できるNPO法人等のパートナーと連携する。また、将来的にフォスタリング業務を民間機関が担うことができるか検討する。

◎児童養護施設等の里親支援専門相談員による里親家庭の支援を計画的に実施し、里親の負担感の軽減や、里親家庭での不調防止を図っていく。

#### （２） 今後の児童養護施設等のあり方

これまで、子どもを保護し、養育する専門機関として重要な役割を担ってきた児童養護施設及び乳児院については、その高い専門性とスキルを活かして、「できる限り良好な家庭的環境」の整備を進めていく必要がある。

## ＜方向性＞

### ◎小規模かつ地域分散化

これまで以上に小規模かつ地域分散化に資するため、地域小規模児童養護施設の設置などを進める。

### ◎ケアニーズの高い子どもへの専門的な養育の実施(高機能化)

家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯により家庭的な生活に拒否的になっている子どもや、心理職、医師や看護師など専門職の即時の対応が必要なケアニーズが高い子どもなど、より専門的ケアが必要な処遇困難児童に対応できるようにハード・ソフト両面の整備を進め、養育体制の充実を図る。

### ◎多機能化・機能転換

多機能化・機能転換に向けては、より在宅支援機能や里親支援機能の強化を図るため、里親支援専門相談員や家庭支援専門相談員の配置増加など、里親支援機能や在宅支援機能の強化を図っていく。

また、一時保護委託やショートステイ・トワイライトステイ、里親のレスパイトケアといった受入機能の強化を図りながら多機能化・機能転換を進めていく。

### ◎母子生活支援施設の適切な運営

本市にある母子生活支援施設については、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、今後もニーズに応じて利用されるように活用を図っていくとともに、適切な運営に努めていく。

## ＜今後のあり方＞

これまで社会的養護の一翼を担ってきた児童養護施設等については、これまで蓄積してきたノウハウや専門性を活かし、子どもたちの状態にあった適切な養育を推進する社会資源としての必要性を維持しながら、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進めていく。

市内の児童養護施設等で構成される北九州市児童養護施設協議会を、社会的養護の充実を推進するプラットフォームとして、また家庭や里親等との調整機関として、各児童養護施設等が各々の特徴を踏まえた養育を推進していく。

## ＜具体的な方策＞

### ◎地域小規模児童養護施設の増設を図り、施設の小規模かつ地域分散化を進める。

### ◎家庭養育に拒否的になっている子ども等への専門的ケア、自立支援など施設機能の強化、専門性の向上など、養育機能の高機能化を図る。

### ◎里親支援専門相談員を全施設に配置できるよう支援し、里親支援機能を強化する。

### ◎面接や心理療法等を行うことにより、親子関係再構築、早期家庭復帰に向けた支援を行う。

### ◎既存施設内ユニットを、一時保護、ショートステイ、里親レスパイトケア等を行う専用施設とするための必要な改修を支援していく。

### ◎発達障害児や知的障害児などの処遇困難児を受け入れる人数に応じて質の確保を図るための職員配置の充実を図る。

### ◎母子生活支援施設の適切な運営を図る。

### (3) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進

特別養子縁組は、保護者の死亡や、家族再統合が極めて困難と判断された子どもに、永続的・安定的な養育環境を提供し、子どもの養育に法的安定性を与える重要な施策である。

#### <方向性>

##### ◎特別養子縁組制度の普及啓発

里親制度の普及啓発、里親のリクルートと併せて、特別養子縁組について普及啓発を図る。

##### ◎特別養子縁組手続きの支援

実親の意向確認から養親の選定、縁組の成立までの各段階において、実親・養親ともに切れ目なく適切な支援を実施する。

#### <今後のあり方>

自己の子を他の者の養子とすることを希望する者から相談を受けた際には、制度について丁寧に説明し慎重に確認をとり、実親と子どもにとって最適な選択ができるようサポートしていく。

養親への支援としては、成立前の監護期間における家庭訪問や、申請手続きのアドバイスなど、養親に寄り添って成立までともに歩んで行くような支援を行う。

#### <具体的な方策>

##### ◎里親制度の普及啓発と併せてPRを実施する。

##### ◎実親の意向確認を慎重に、また、必要に応じて再度行うことにより、手続き開始後の不成立となるケースを防ぐ。

### (4) 一時保護改革に向けた取り組み

一時保護は、子どもの安全を迅速に確保することや子どもの適切かつ具体的な援助方針を定めるために行うものであり、虐待を受けた子ども等の最善の利益を守るために行われるものである。

一時保護の実施にあたっては、委託一時保護のさらなる活用や、安全・安心な環境で子どもの状況に応じた適切なケアの提供、並びに子どもの権利擁護のための取り組みの推進が必要である。

#### <方向性>

##### ◎委託一時保護先の確保

委託一時保護が可能な里親や施設等を確保し、子どもの特性等に応じて委託一時保護を実施する。

##### ◎一時保護所職員の専門性向上

一時保護の目的を達成し適切な支援を行うため、研修等を通じ一時保護所職員の専門性向上を図る。

##### ◎一時保護開始時等における子どもへの説明及び意見聴取

一時保護を開始する際は、一時保護中の子どもの権利及び制限される内容等について、子どもに対し丁寧な説明を行うとともに、一時保護中の子どもの意見が適切に表明されるよう配慮する。

◎第三者評価等による子どもの権利擁護

一時保護中の子どもから希望があった場合等において、第三者機関等が子どもから直接意見を聴取する仕組みを設けるとともに、質の高い支援の実現を図るため、定期的に第三者評価を実施する。

**<今後のあり方>**

一時保護中の子どもの権利擁護を図り、安全・安心な環境で適切なケアを提供するため、国の「一時保護ガイドライン」を踏まえた改革に取り組む。

**<具体的な方策>**

- ◎市内の児童養護施設及び乳児院において、一時保護児童のための居室等の整備や、一時保護児童を担当する専任職員の配置を検討する。
- ◎子ども総合センターは、里親や施設等の種別ごとに、委託一時保護の受入れ可能人数を常に把握し、子どもの行動上の問題や虐待の影響への専門的なケアの必要性等に応じて、受入れ先を決定する。
- ◎一時保護所職員は、職場内外において、一時保護に関する専門的な研修を受講する。
- ◎一時保護開始時に「(仮称)一時保護所のしおり」を子どもに示し、一時保護所の日課等と併せて、一時保護中の子どもの権利及び制限される内容を丁寧に説明する。
- ◎誰にも見られずに、子ども自身の意見を入れることができる「意見箱」を設置するなど、子どもの意見を尊重し、一時保護所での支援の向上を図る。
- ◎第三者機関等は一時保護所を視察し、子ども総合センターに対して指導・勧告・情報提供等を行う。

**(5) 社会的養護自立支援の推進**

児童養護施設等を退所する児童は、保護者の支援を受けられず、自らの努力で生活基盤を築いていかなければならないことが多いため、退所を控えた児童や退所後の児童に対し、生活や就業に関する相談に応じる等、地域社会における社会的自立の促進を図っていく必要がある。

**<方向性>**

◎普通自動車運転免許費の助成などの自立支援

普通自動車運転免許取得費用の助成や就職に有利な資格取得費用の援助、大学等への入学金の助成などの自立支援を継続していく。

◎自立援助ホームの運営支援

就労・就学しながら自立するための生活指導を行うために、自立援助ホームの運営を支援する。

◎社会的養護自立支援事業(生活相談、生活費・居住費支援)

生活費や居住費の援助、生活相談事業の推進など、自立支援の取り組みを強化する。

**<今後のあり方>**

生活費や居住費の援助及び生活相談を行う社会的養護自立支援事業を強化し、毎年度、退所する児童の継続支援計画をもとに、児童養護施設の児童指導員とともに支援を行っていく。

**<具体的な方策>**

- ◎生活相談の実施や生活費・居住費を支援する社会的養護自立支援事業を継続して実施する。
- ◎継続支援計画をもとに、年1回、施設退所予定者に関する支援担当者会議を実施する。



◎資格取得費用の援助など就労支援や進学支援に向けた取り組みを継続して実施する。

## **(6) 児童相談所の強化等**

児童相談所(子ども総合センター)においては、児童福祉司及び児童心理司を適切に配置し、専門的な研修を受講すること等により、体制強化・専門性強化を図っていく必要がある。

### **<方向性>**

◎児童福祉司及び児童心理司等の適切な配置

法令等の配置基準に基づき、子ども総合センターに児童福祉司及び児童心理司等を適切に配置する。

◎子ども総合センター職員の専門性向上

子ども総合センター職員は、必要な研修を受講すること等により、専門性の向上を図る。

### **<今後のあり方>**

法令や国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司、児童心理司等の専門職を計画的に配置し、子ども総合センターの体制強化を図るとともに、これらの専門職に必要な研修を受講させること等により、人材育成を図りながら、専門性を強化していく。

### **<具体的な方策>**

◎管轄区域の人口等により定められた法令の基準等を踏まえ、児童福祉司、児童心理司等を配置する。

◎児童福祉司等は、法令で義務付けられた研修や専門機関等が実施する職場外研修を受講する。

## **(7) 当事者である子どもの権利擁護の取り組み(意見聴取・アドボカシー)**

里親委託・施設入所中の子どもや一時保護中の子どもの権利擁護の観点から、措置中の子どもが有する権利等についての丁寧な説明や、子どもが直接意見を表明できる仕組みの整備等が必要である。

### **<方向性>**

◎里親委託・施設入所の開始時等における子どもへの説明及び意見聴取

里親委託又は児童養護施設等への入所措置等を開始する際は、子どもが有する権利や困ったときの相談先等について、子どもに対し丁寧な説明を行う。また、措置変更時や措置継続中においても、今後の見通し等について丁寧に説明するとともに、子どもからも十分に意見の聴取を行う。

◎一時保護開始時等における子どもへの説明及び意見聴取〔再掲〕

一時保護を開始する際は、一時保護中の子どもの権利及び制限される内容等について、子どもに対し丁寧な説明を行うとともに、一時保護中の子どもの意見が適切に表明されるよう配慮する。

◎第三者機関等による権利擁護の仕組み構築の検討

里親委託・施設入所中の子どもや一時保護中の子どもから希望があった場合等において、第三者機関等が子どもから意見を聴取する仕組みの構築を検討する。

### 〈今後のあり方〉

里親委託・施設入所中の児童や一時保護中の子どもの権利を擁護するため、子どもが有する権利や権利が侵害された時の解決方法、また措置変更時等における今後の見通し等について、子どもの年齢や理解に応じた丁寧な説明及び十分な意見聴取を行う。

また、第三者機関等による子どもからの意見聴取や定期的な第三者評価の実施等により、子どもの権利を擁護する仕組みを整備していく。

### 〈具体的な方策〉

- ◎里親委託又は施設入所措置を開始する際、子ども総合センターは、「わたしの権利ノート」を子どもに配布し、子どもが有する権利や困ったときの相談先等について説明を行う。
- ◎措置変更を行う場合や措置継続中においても、子ども総合センター職員が子どもと面接し、措置変更の理由や今後の見通し等について丁寧に説明するとともに、子どもから十分に意見聴取を行い、できる限り方針決定に反映させる。
- ◎誰にも見られずに、子ども自身の意見を入れることができる「意見箱」を設置するなど、子どもの意見を尊重し、一時保護所での支援の向上を図る。[再掲]
- ◎第三者機関等は、子どもから直接意見を聴取し、里親・施設や子ども総合センターに対して、必要な指導・勧告・情報提供等を行う。

## （８） 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取り組み

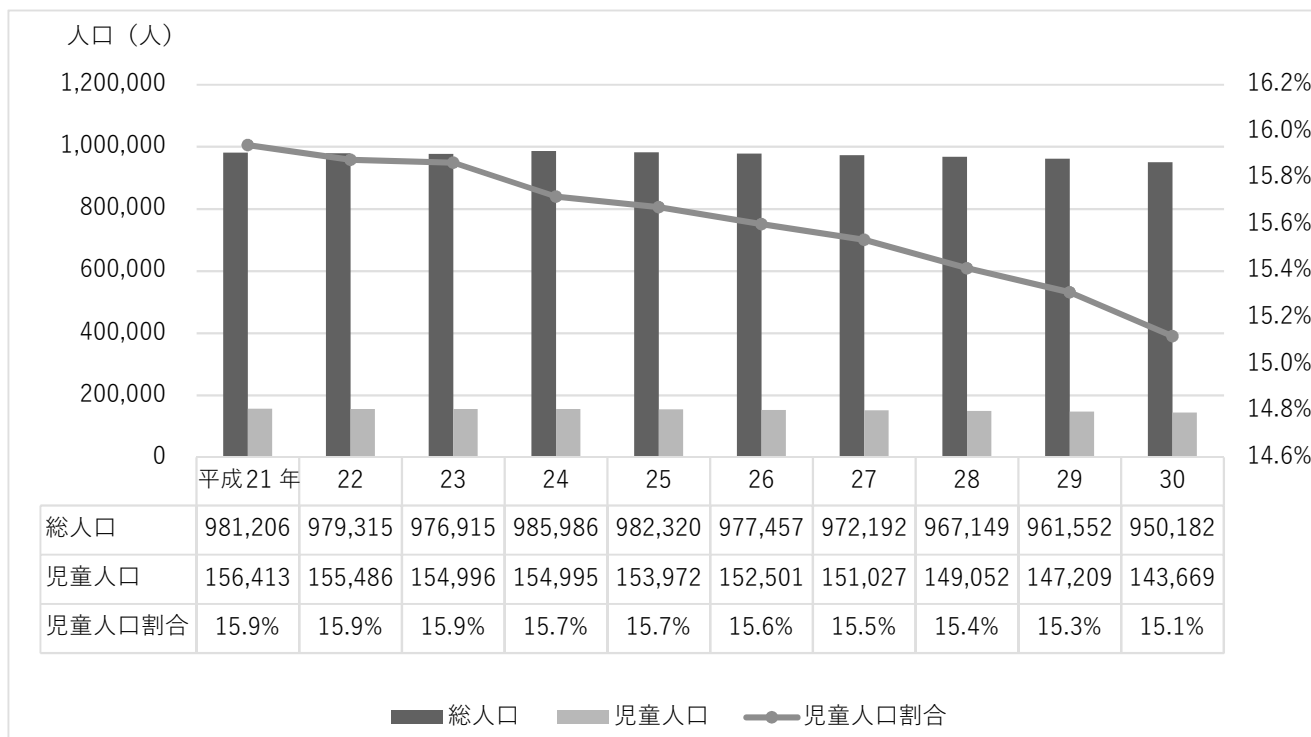
### 〈方向性・今後のあり方〉

本市において、更なる子ども家庭支援を促進していくために、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点など、本市におけるソーシャルワーク体制の構築を図るとともに、ショートステイ・トワイライトステイなどの支援メニューの充実を図っていく。

## 2 社会的養育に関する本市の現状と傾向について

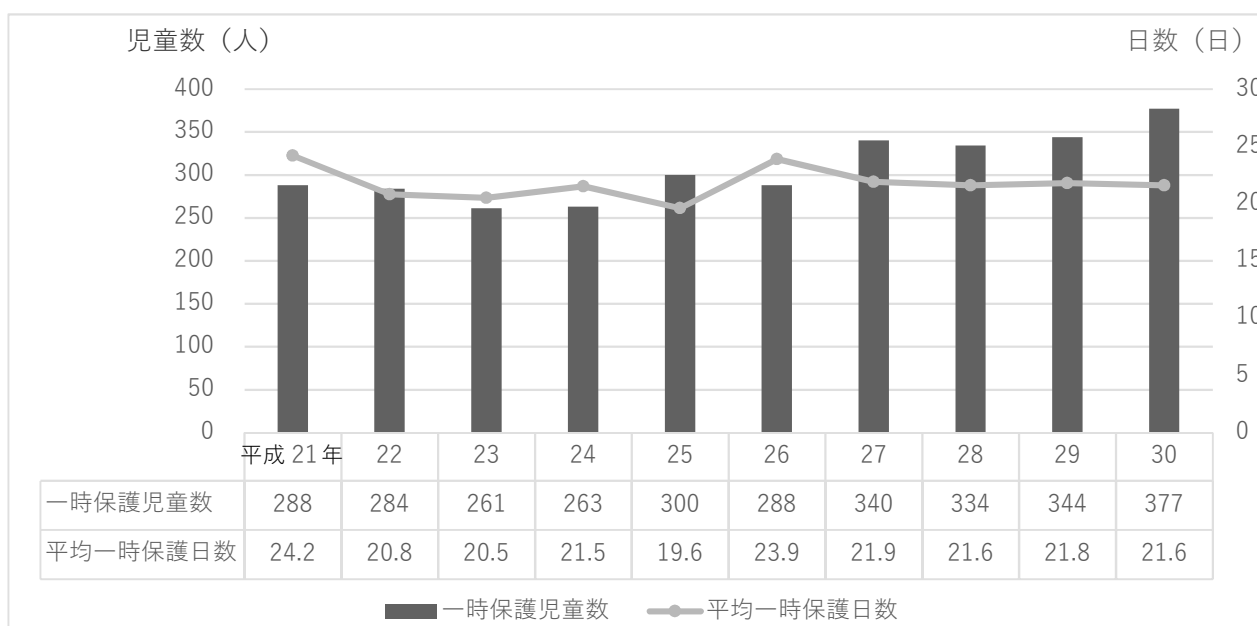
### (1) 人口推移

平成 30 年度の児童人口は、平成 21 年度から 12,744 人減少しており、約 8.1%減となっている。総人口に占める児童人口の割合も減少傾向にある。(人口は、「住民基本台帳」(各年度 9 月 30 日現在(平成 30 年度は年度末))による)



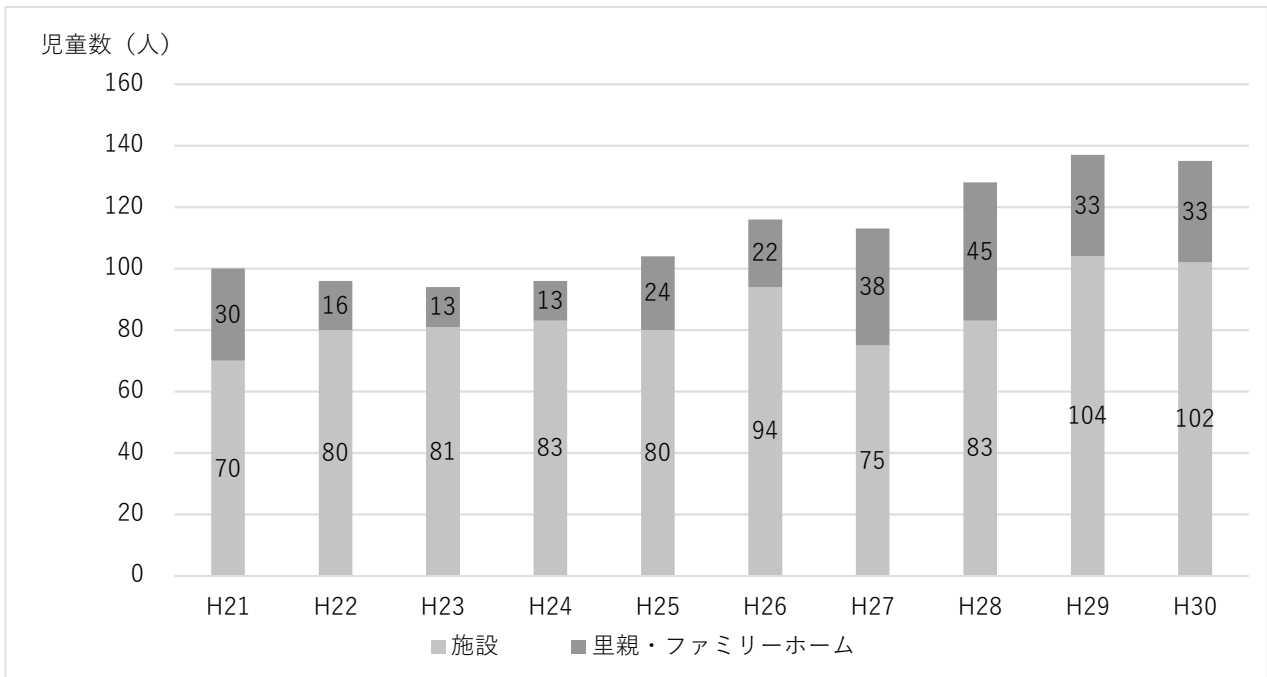
### (2) 一時保護児童数・日数

平成 30 年度の一時保護実人員は 377 人と昨年度から 33 人増加した。



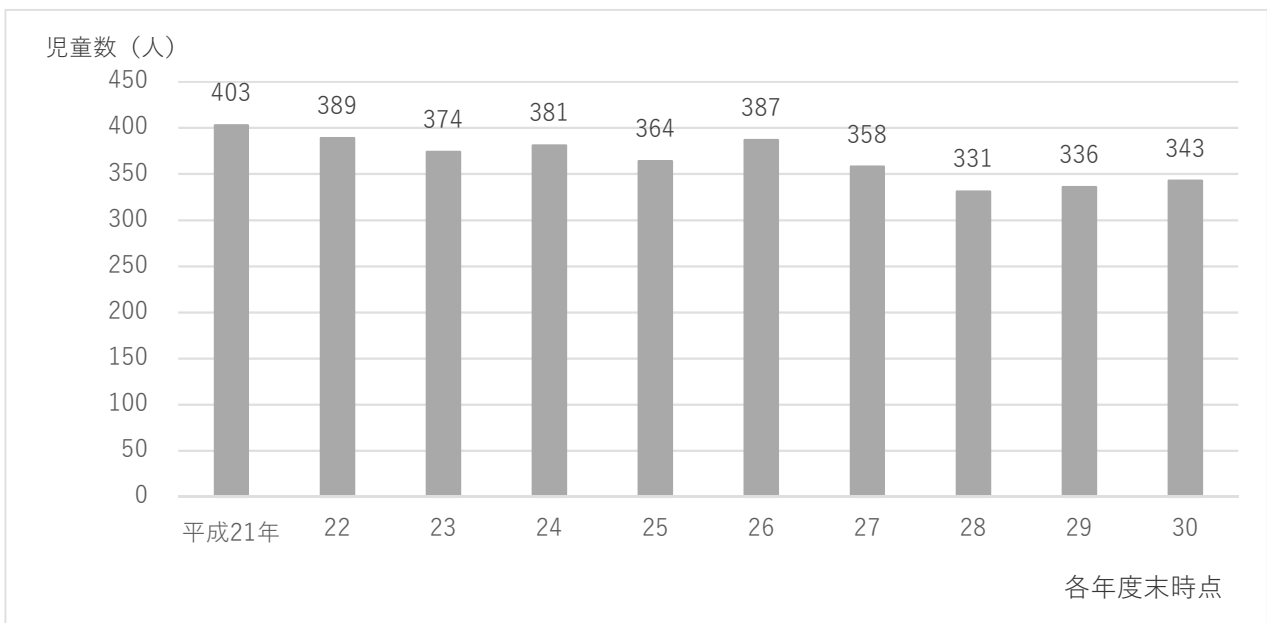
### (3) 新規入所児童数

施設や里親等への新規入所児童数は、平成 30 年度には 135 名であり、過去 10 年間で最多であった平成 29 年度に次ぐ児童数であった。



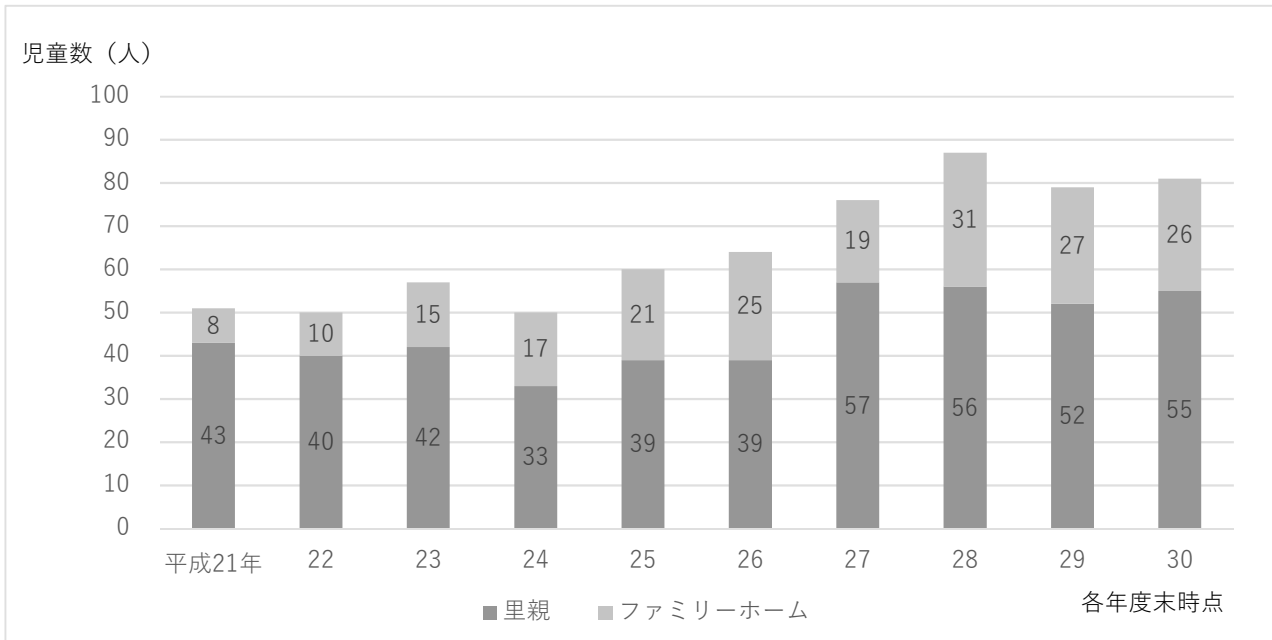
### (4) 施設入所児童数

平成 30 年度末時点の施設入所児童数は 343 人であり、過去 10 年間を通してみると概ね減少傾向にある。



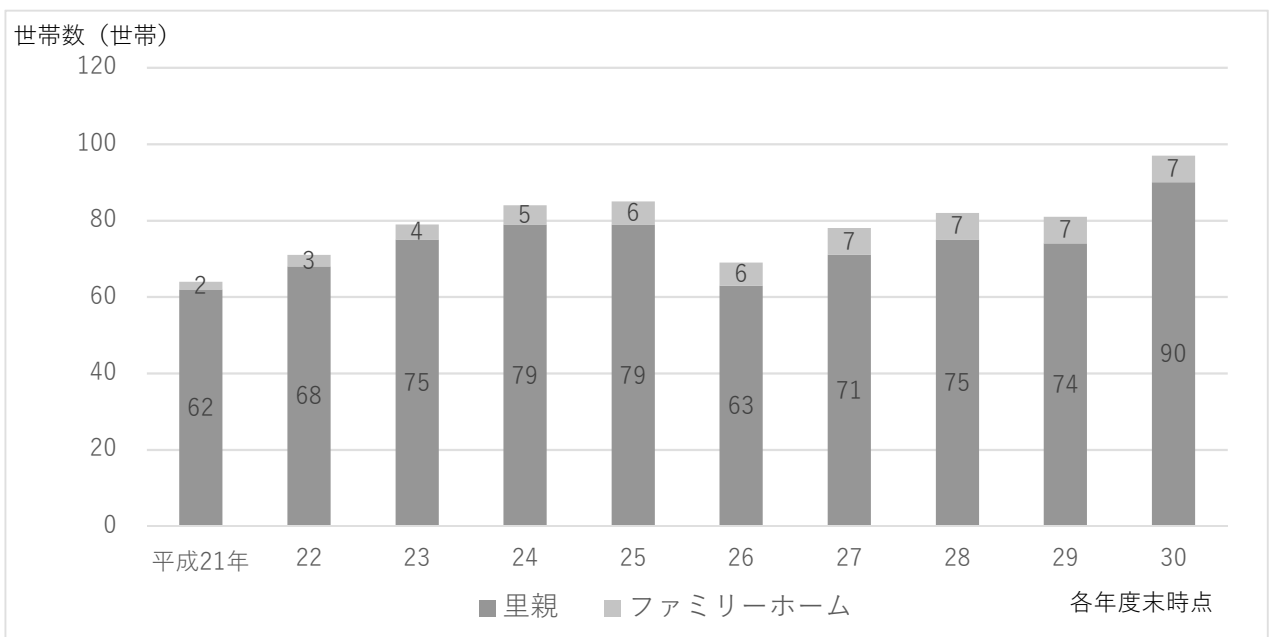
### (5) 里親・ファミリーホーム委託児童数

平成30年度の里親への委託児童数は55名、ファミリーホームへの委託児童数は26名、合計で81名となっている。



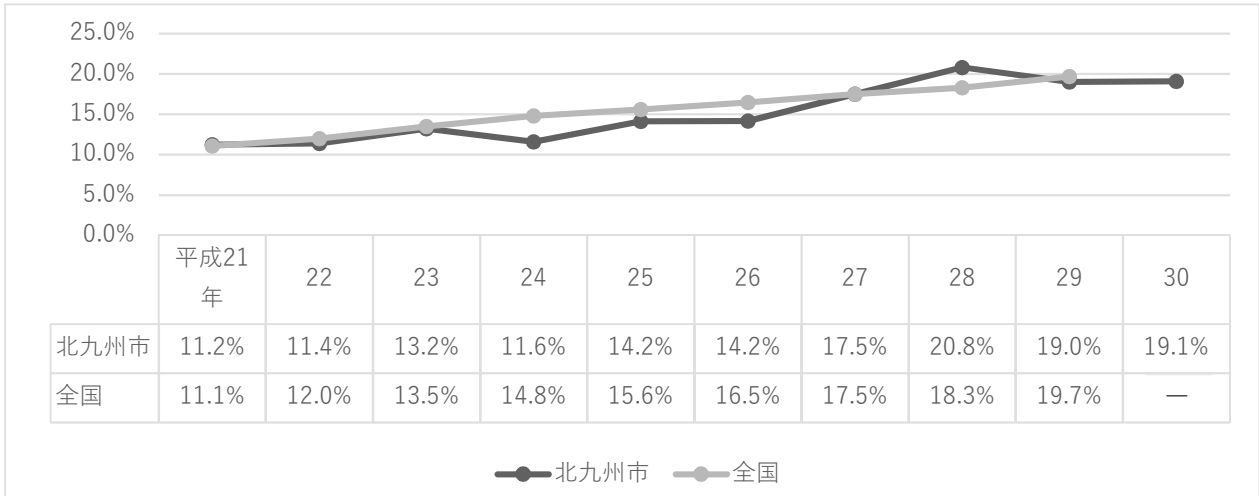
### (6) 里親・ファミリーホーム登録世帯数

登録里親世帯数は、増加する年と減少する年とあるが、平成30年度は90世帯で、10年前と比較すると28世帯増となっている。また、ファミリーホームは、平成21年度に市内で初めて認定されて以降、平成30年度までで7世帯に増加した。



### (7) 里親・ファミリーホーム委託率

平成 30 年度の里親委託率は 19.1%であり、昨年度より 0.1 ポイント増加しており、過去 10 年間の推移でみると、平成 21 年度の 11.2%から 7.9 ポイント増加している。

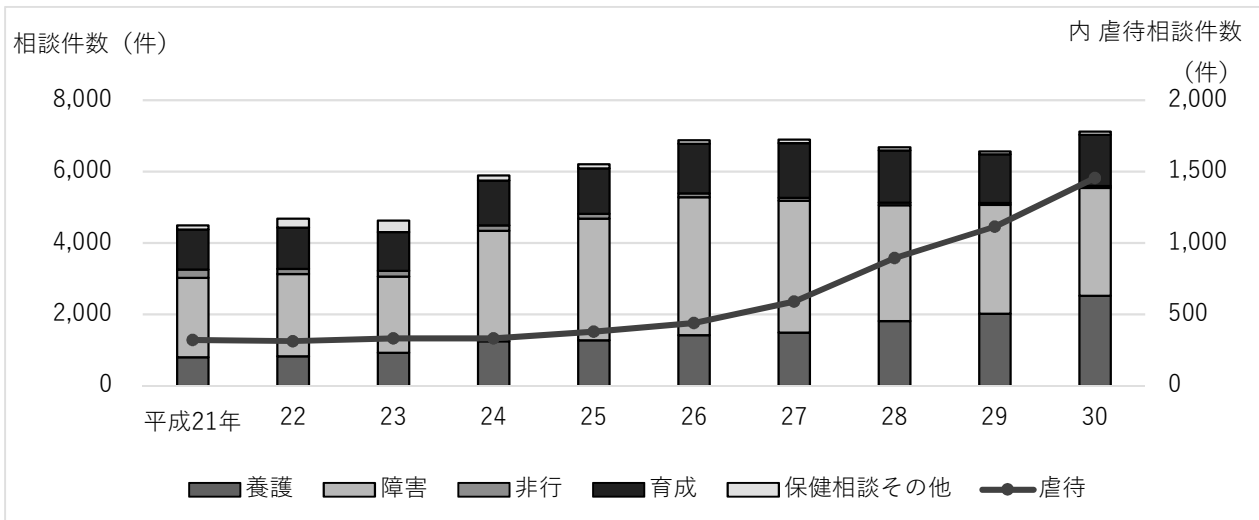


### (8) 子ども総合センターにおける相談件数

養護相談のうち、虐待相談件数を取り出すと、平成 21 年度には 322 件だったところ、平成 30 年度には 1,455 件に大幅に増加している。

(件)

| 年度          | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 養護          | 797      | 826      | 923      | 1,245    | 1,272    | 1,419    | 1,495    | 1,812    | 2,019    | 2,526    |
| 虐待          | 322      | 313      | 333      | 333      | 380      | 439      | 590      | 896      | 1,115    | 1,455    |
| 障害          | 2,224    | 2,308    | 2,141    | 3,099    | 3,407    | 3,867    | 3,691    | 3,246    | 3,048    | 3,017    |
| 非行          | 238      | 145      | 160      | 149      | 135      | 109      | 82       | 78       | 52       | 54       |
| 育成          | 1,116    | 1,152    | 1,080    | 1,258    | 1,275    | 1,389    | 1,533    | 1,455    | 1,366    | 1,433    |
| 保健相談<br>その他 | 117      | 252      | 324      | 144      | 123      | 92       | 97       | 96       | 84       | 91       |
| 計           | 4,492    | 4,683    | 4,628    | 5,895    | 6,212    | 6,876    | 6,898    | 6,687    | 6,569    | 7,121    |



### 3 本市の実情を踏まえた里親等※委託率の数値目標について

※「里親等」とは里親とファミリーホームのこと

#### (1) 代替養育を必要とする子ども数の見込みについて

◎本市の算出

- ・平成 31 年 3 月現在の代替養育の子ども数については、424 人(市内の児童人口 143,669 人×約 0.30%)である。
- ・これに、これまで 10 年間に一時保護児童数及び新規入所児童数が平均年間 2~3%増えていることから、潜在需要として年間 2%増、10 年間で約 20%増えると想定するとともに、10 年間で約 8%の児童人口が減少しているため、同様の比率で減少(5 年後に 4%減少、7 年後に 6%減少、10 年後に 8%減少)と想定。
- ・年齢階層の内訳は現在の比率をそのまま按分している。

(単位：人)

|           | 平成 31 年 3 月 | 令和 6 年<br>(5 年後) | 令和 8 年<br>(7 年後) | 令和 11 年<br>(10 年後) |
|-----------|-------------|------------------|------------------|--------------------|
| <b>全体</b> | <b>424</b>  | <b>449</b>       | <b>457</b>       | <b>474</b>         |
| 3 歳未満     | 42          | 44               | 45               | 47                 |
| 3 歳以上就学前  | 59          | 62               | 63               | 66                 |
| 学童期以降     | 323         | 343              | 349              | 361                |

#### (2) 里親等委託が必要な子ども数の見込みについて (国の策定要領に基づく推計)

◎国の算式をもとに推計した現在の里親等委託が必要な子ども数(344 人)に、潜在需要(年間 2%増)及び児童人口の減少比率を加味して、今後の見込みを算出。

(単位：人)

|           | 平成 31 年 3 月 | 令和 6 年<br>(5 年後) | 令和 8 年<br>(7 年後) | 令和 11 年<br>(10 年後) |
|-----------|-------------|------------------|------------------|--------------------|
| <b>全体</b> | <b>344</b>  | <b>363</b>       | <b>371</b>       | <b>385</b>         |

#### (3) 施設で養育が必要な子ども数の見込みについて (国の策定要領に基づく推計)

◎代替養育を必要とする子ども数から里親等委託が必要な子ども数を減じたもの。

(単位：人)

|           | 平成 31 年 3 月 | 令和 6 年<br>(5 年後) | 令和 8 年<br>(7 年後) | 令和 11 年<br>(10 年後) |
|-----------|-------------|------------------|------------------|--------------------|
| <b>全体</b> | <b>80</b>   | <b>86</b>        | <b>86</b>        | <b>89</b>          |

#### (4) 本市の里親等への委託子ども数の見込み及び委託率目標値について

(1)と(2)の数値を踏まえて算出すると、10年後の里親等委託率(81.2%)は、本市の実情と大きくかけ離れるため、以下の考え方にに基づき、本市の実情を踏まえた各期における里親等委託率を算出する。

##### <本市の実情を踏まえた里親等委託が必要な子ども数の見込み>

- ◎ 今後、里親の新規開拓を推進していくことにより、本市では過去10年間の登録里親世帯増加率は121%であったが、政令市の登録里親世帯増加率の平均値(183%増)並みに増加していくと推計し、それに委託里親世帯比率54%(登録里親世帯の内、児童を委託している里親世帯の割合)と1世帯当たりの委託児童数1.8人(委託里親世帯にいる児童数の平均)を乗じて、各期の里親等委託の子ども数を算出する。

##### ◆本市の実情を踏まえた里親等委託子ども数の見込みについて

(単位：人)

|    | 平成31年3月 | 令和6年<br>(5年後) | 令和8年<br>(7年後) | 令和11年<br>(10年後) |
|----|---------|---------------|---------------|-----------------|
| 全体 | 81      | 132           | 147           | 170             |

##### <本市の実情を踏まえた里親等委託率目標>

- ・ 代替養育が必要な子ども数 A(424人→449人→457人→474人)
- ・ 本市の実情に応じた里親等委託子ども数 B(81人→132人→147人→170人)
- ・ 里親等委託率 = B / A

|          | 平成31年3月 | 令和6年<br>(5年後) | 令和8年<br>(7年後) | 令和11年<br>(10年後) |
|----------|---------|---------------|---------------|-----------------|
| 本市目標(全体) | 19.1%   | <b>29.4%</b>  | 32.2%         | 35.9%           |
| 3歳未満     | 14.3%   | 38.6%         | 42.2%         | 48.9%           |
| 3歳以上就学前  | 11.9%   | 40.3%         | 42.9%         | 47.0%           |
| 学童期以降    | 21.1%   | 26.2%         | 28.9%         | 32.1%           |

##### (参考) 国目標

|         | 令和6年<br>(5年後) | 令和8年<br>(7年後) | 令和11年<br>(10年後) |
|---------|---------------|---------------|-----------------|
| 3歳未満    | 75%           | 75%           | 75%             |
| 3歳以上就学前 | —             | 75%           | 75%             |
| 学童期以降   | —             | —             | 50%             |



## ◎北九州市子ども・子育て会議

「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」（北九州市次世代育成行動計画、北九州市子ども・子育て支援事業計画）【令和2～6年度】の策定にあたり、子育て中の市民や子育て支援関係者、有識者等から意見をいただくため、北九州市子ども・子育て会議を開催しました。

### 1 委員

（五十音順、敬称略）

| 氏名               | 所属等                                     |
|------------------|---|
| 遠藤 禎幸            | 連合福岡北九州地域協議会 事務局長                       |
| 大久保 大助           | NPO 法人 KID's work 代表理事                  |
| 大谷 芳子            | 市民代表                                    |
| 柿内 よし子           | 若松児童ホーム 施設長                             |
| 香山 陽子            | 北九州市 PTA 協議会 副会長                        |
| 北野 久美            | 北九州市保育所連盟 副会長                           |
| 黒木 八恵子           | 北九州市発達障害者支援センター「つばさ」センター長               |
| ◎ 近藤 倫明          | 北九州市立大学 特任教授                            |
| 権頭 喜美恵           | 社会福祉法人 もやい聖友会 理事長                       |
| 敷田 信代            | 北九州市母子寡婦福祉会 理事長                         |
| 中村 雄美子           | NPO 法人 北九州子育て・親育ちエンパワメントセンター B e e 代表理事 |
| 錦戸 千晶            | 永犬丸西放課後児童クラブ 主任指導員                      |
| 村上 順滋            | 北九州市私立幼稚園連盟 会長                          |
| ○ 村上 太郎          | 九州女子大学 人間科学部 講師                         |
| 吉田 雄司<br>(末永 俊郎) | 公益社団法人 北九州市医師会 理事                       |

◎は会長、○は副会長／氏名欄の（）は、前任者

令和元年 11 月 20 日現在

## 2 会議の開催状況

| 開催日               | 議題  |
|-------------------|---|
| 平成 30 年 10 月 29 日 | ○子ども・子育て支援に関する市民アンケート（ニーズ調査）について  |
| 平成 30 年 12 月 21 日 | ○次期プランにおける「次世代育成行動計画」<br>【基本理念・目標・全体構成等】について  |
| 平成 31 年 1 月 22 日  | ○次期プランにおける各施策・柱・事業について  |
| 平成 31 年 3 月 19 日  | ○子ども・子育て支援に関する市民アンケート結果について<br>○次期プランにおける「次世代育成行動計画」（案）について   |
| 令和元年 7 月 8 日      | ○「北九州市子ども・子育て支援事業計画」（案）について<br>○「社会的養育推進計画」（案）について  |
| 令和元年 7 月 30 日     | ○「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」【素案】について   |
| 令和元年 11 月 7 日     | ○「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」【素案】に対する<br>パブリックコメント結果の報告について<br>○「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」【成案】について<br>○「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」評価方法について |

## ◎「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」【素案】に対するパブリックコメントの結果

1 募集期間 令和元年9月9日（月）～10月8日（火）

2 意見の提出状況 意見総数 589件（提出者数 201人・団体）

| 区分                                | 件数     | 左記のうち子ども(※) |
|-----------------------------------|--------|-------------|
| 計画全般に関わるもの                        | 16件    | 6件          |
| 総論                                | 11件    | 1件          |
| 各論                                | 521件   | 307件        |
| 施策1 母子保健の充実                       | 26(件)  | 12(件)       |
| 施策2 母子医療体制の維持・強化                  | 5(件)   | 0(件)        |
| 施策3 乳児・幼児期の教育や保育の充実               | 44(件)  | 5(件)        |
| 施策4 放課後児童の健全育成                    | 32(件)  | 12(件)       |
| 施策5 地域における子どもの居場所づくり              | 122(件) | 94(件)       |
| 施策6 こころの教育、体験・学習機会の充実             | 36(件)  | 21(件)       |
| 施策7 青少年の非行防止や自立・立ち直りの支援           | 22(件)  | 13(件)       |
| 施策8 社会的養護が必要な子どもへの支援              | 3(件)   | 2(件)        |
| 施策9 児童虐待への対応（北九州市子どもを虐待から守る条例の推進） | 15(件)  | 7(件)        |
| 施策10 障害のある子どもや発達の気になる子どもへの支援      | 12(件)  | 5(件)        |
| 施策11 ひとり親家庭等への支援                  | 2(件)   | 0(件)        |
| 施策12 子育てを応援する体制づくり                | 78(件)  | 34(件)       |
| 施策13 家庭の育児力・教育力の向上                | 6(件)   | 0(件)        |
| 施策14 子育てと仕事との両立に向けた環境づくり          | 18(件)  | 13(件)       |
| 施策15 子どもの安全を守る環境整備                | 100(件) | 89(件)       |
| 子ども・子育て支援事業計画                     | 0(件)   | 0(件)        |
| その他                               | 41件    | 35件         |
| 計                                 | 589件   | 349件        |

※「子ども」は、小学生及び10代の意見を計上

### 3 計画への反映状況

| 区分                        | 件数   | 割合     |
|---------------------------|------|--------|
| ①計画に掲載済（計画期間中に実施予定・検討を含む） | 488件 | 82.9%  |
| ②計画の追加・修正あり               | 13件  | 2.2%   |
| ③計画の追加・修正なし               | 46件  | 7.8%   |
| ④その他（計画もしくは子どもに関係しないものなど） | 42件  | 7.1%   |
| 計                         | 589件 | 100.0% |

## ◎関係法令（抜粋）

### 次世代育成支援対策推進法

- 第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。
- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
    - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
  - 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
  - 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
  - 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。
  - 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
  - 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
  - 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

## 子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定

による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
  - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
  - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
  - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
  - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

## 北九州市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づき、市長の付属機関として北九州市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第3条 委員は、子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。)に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、その者の任命に係る専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。

(議事)

第7条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会に準用する。この場合において、第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、前2項中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものと

する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども家庭局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年10月7日条例第49号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第7条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 教育基本法

(教育振興基本計画)

第十七条

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 児童福祉法

第五十六条の四の二 市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園（次項第一号及び第二号並びに次条第二項において「保育所等」という。）の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）を作成することができる。

- 2 市町村整備計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 保育提供区域（市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。）ごとの当該保育提供区域における保育所等の整備に関する目標及び計画期間
  - 二 前号の目標を達成するために必要な保育所等を整備する事業に関する事項
  - 三 その他厚生労働省令で定める事項
- 3 市町村整備計画は、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、市町村整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、次条第一項の規定により当該市町村整備計画を厚生労働大臣に提出する場合を除き、遅滞なく、都道府県にその写しを送付しなければならない。



## 母子及び父子並びに寡婦福祉法

(自立促進計画)

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

2 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境、母子家庭等及び寡婦に対する福祉の措置の利用に関する母子家庭等及び寡婦の意向その他の母子家庭等及び寡婦の事情を勘案するよう努めなければならない。

3 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七条各号に掲げる機関、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第一項又は第四項に規定する機関その他の母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴くよう努めなければならない。

4 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子・父子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 前項に定めるもののほか、都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の厚生労働省令で定める方法により広く母子家庭等及び寡婦の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 子ども・若者育成支援推進法

(都道府県子ども・若者計画等)

### 第九条

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

## 子どもの貧困対策の推進に関する法律

(都道府県計画等)

### 第九条

- 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 成育過程（※1）にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等（※2）を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（成育基本法）

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念（※3）にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### ※1 成育過程

出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの一連の成長の過程をいう。（第二条第一項）

#### ※2 成育医療等

妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等をいう。（第二条第二項）

#### ※3 基本理念

第三条 成育医療等の提供に関する施策は、成育過程（※2）にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利を尊重して推進されなければならない。

(以下省略)



元気発進！子どもプラン（第3次計画）

北九州市次世代育成行動計画  
北九州市子ども・子育て支援事業計画  
【令和2～6年度】

---

北九州市子ども家庭局  
子ども家庭部総務企画課  
〒803-8501 北九州市小倉北区域内1番1号  
TEL 093-582-2280